

建設業許可について

愛知県 都市・交通局 都市基盤部
都市総務課 建設業・不動産業室
令和7年11月

講演内容

トピックス①：建設業許可の更新申請について

トピックス②：電子申請について

トピックス③：認可申請について



トピックス①建設業許可の更新申請について

建設業許可の有効期間は、許可のあった日から**5年間**です。

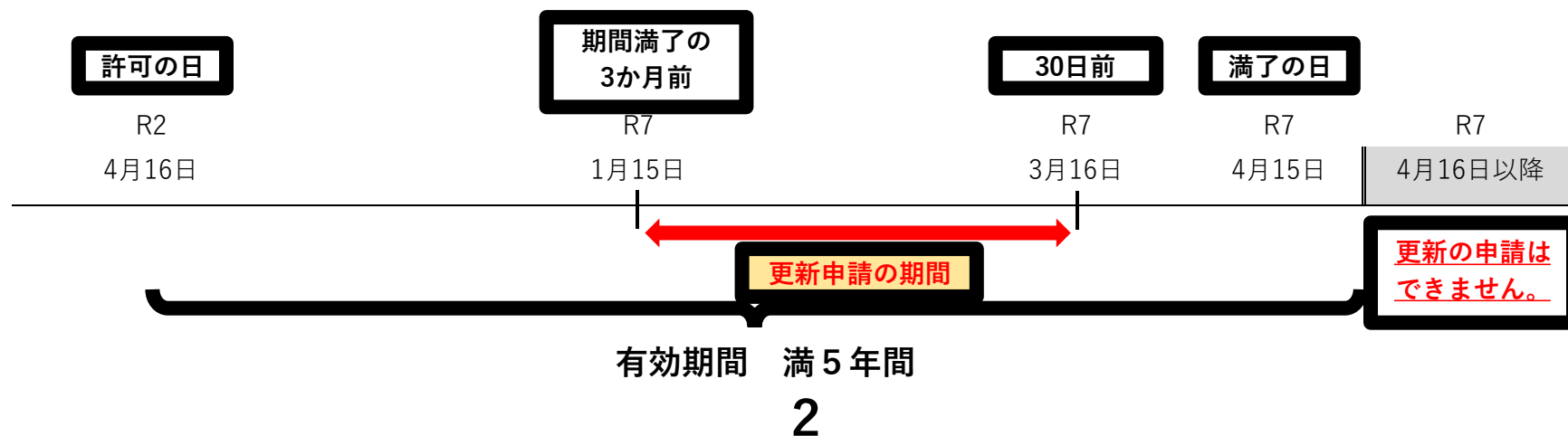
(例) 令和2年4月16日に許可を受けた場合

→令和7年4月15日が有効期間の満了日

引き続き許可が必要な場合、有効期間満了の3か月前から30日前までに許可の更新申請をする必要があります。

満了日が閉庁日であっても、その日をもって満了します。

この間、毎事業年度の決算終了後には事業年度終了届出書、その他許可の申請事項の内容に変更が生じた時には、変更届出書等を期限内に提出してください。



◎許可を受けたあとの届出等一覧

変更事項	提出期限
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、営業所技術者等の変更 令第3条に規定する使用人の変更 健康保険等の加入状況の変更 欠格要件に該当したときなど 商号又は名称の変更 営業所の名称・所在地又は業種の変更 営業所の新設・廃止 資本金額の変更 役員等の就退任、追加、削除、常勤・非常勤、氏名の変更、代表者の変更 個人事業主の氏名や支配人の変更	事実発生後 <u>2週間</u> 以内
	事実発生後 <u>30日</u> 以内
毎事業年度（決算期）が終了したとき	毎事業年度終了後 <u>4か月</u> 以内
建設業を廃業したとき	廃業事由発生から <u>30日</u> 以内

- (2) 親上層のうちの親会社からの仕入高
(3) 親上層のうちの工事費引当金繰入額
(4) 関係会社との借入金以外の取引高
(5) 研究開発費の総額（会計監理人を設置している会社に限る。）……………万円
9 株主資本等変動計算書関係
(1) 事業年度末日における持株比率の概算及び数

(2) 事業年度末日における自己株式の概算及び数

(3) 剰余金の配当

(4) 事業年度末において発行している有価証券の目的となる株式の概算及び数

10 固定負債

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価

13 貸倒等不慮損失

(1) 貸倒等不慮損失の状況

(2) 貸倒等不慮損失の準備

14 関係当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	関係者の名称（親会社）	関係内容	科目	期末残高（千円）

ただし、会計監理人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	関係者の名称（親会社）	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高（千円）

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸倒損失、繰上返済等に与える影響の内容

15 一時的な増減

(1) 一時増減の増減金額

(2) 一時増減の当期純利益又は当期純損失

16 重要な取引関係

17 連結関係の適用の有無

17-2 連結関係の適用

17-3 関係会社関係に関する法人関係

18 その他

項目追加

◎上記は代表的な変更事項を挙げたものです。これら以外にも変更の手続が必要な場合があります。

◎必要書類等については、「建設業法による変更届等の手引」をご覧ください。

◎手引、様式の入手方法については、6ページをご覧ください。

提出に際しての注意点

- ・更新等の申請の前には、必要な変更届や事業年度終了届を提出していなければなりません。
- ・提出書類は、正本と副本が各 1 部ずつ必要です。
法定様式以外の登記事項証明書、身元証明書等については、副本分は写しを添付してください。
- ・申請書類等への押印は不要です。
- ・役員等の変更届と更新の申請を同時に提出する場合には、それぞれに証明書（原本）の添付が必要です。
- ・適正な経営体制（経營業務の管理責任者等の要件）のイ該当（2）及び（3）、ロ該当については提出前に必ず管轄の建設業窓口へ事前相談してください。

適正な経営体制（経營業務の管理責任者等の要件）について

○経營業務の管理責任者等の要件について

イ 常勤役員等（法人の役員、個人事業主、個人事業主の支配人等）で以下のいずれかに該当する者を置く

（1）建設業に関して5年以上役員等の経験がある。



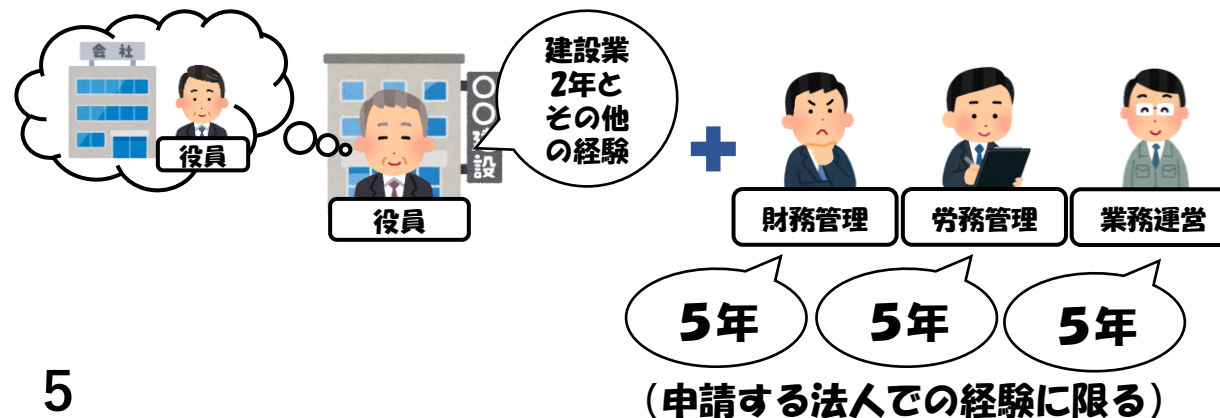
（2）建設業に関して5年以上役員等に準ずる地位（経營業務を執行する権限の委任を受けた執行役員等）の経験がある。



（3）建設業に関して6年以上役員等に準ずる地位で、役員等を補佐する業務の経験がある。



ロ 建設業に関して2年以上役員等の経験があり、かつ5年以上の所定の役員等の経験がある常勤役員等と、その法人での5年以上の財務管理、労務管理、業務運営の業務経験を有する者を、当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置く



各種手引および許可申請書類の入手方法について



愛知県の都市総務課建設業・不動産業室のWebページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>)



トピックス② 電子申請について

◎令和5年1月10日から、建設業許可・経営事項審査の申請等について、
建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP：Japan Construction Industry electronic application Portal）により電子申請ができるようになりました。

- ・ 申請書の補正連絡については、電子申請システムを介して行うことになります。
（内容によっては電話でご連絡したり、窓口までお越しいただく場合があります。）
- ・ 紙による申請書等の受付も継続します。
- ・ 電子申請システムの利用には、デジタル庁が所管するGビズIDの取得が必要になります。
- ・ 詳細については、国土交通省のWebページもご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html



電子申請を行う際の注意事項 1

◎システムに添付が必要な書類について

- 建設業・経営事項審査電子申請システムでは、一部添付いただきたい書類について、システム上の案内等がないものがあります。
- 必ず、愛知県の手引き等の内容をご確認いただき、必要な書類データをダウンロードして作成のうえ、電子申請システム上の添付ファイルとして、一緒に提出してください。

<添付が必要な書類>

- 許可申請（新規・更新等）… 表紙（愛知県独自様式）
提出票（愛知県独自様式）
- 事業年度終了届出 … 表紙（愛知県独自様式）

建設業許可申請書提出票	
主たる営業所の所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	
区分 (該当を○で囲むこと)	一般建設業 特定建設業
(申請の内容) 建設業法第5条(第17条の準用規定を含む)に基づく建設業の許可申請書	
受付印	受付番号

電子申請を行う際の注意事項 2

◎電子申請での受付ができない場合

- 既に許可をお持ちの方で、**許可の有効期限の30日前までに更新申請できなかった場合**は、電子申請システムでの**受付はできません**。
- **紙面による受付を行います**ので、申請書類を揃えたうえで、速やかに管轄の建設業窓口までお持ちください。



愛知県の電子申請に関する情報について



■愛知県の都市総務課建設業・不動産業室のWebページに適宜情報が掲載されますので、ご確認ください。

(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/jcip.html>)



■電子申請を行う際の注意点について、掲載しておりますので、ご確認ください。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshisomu/0438352.html>)

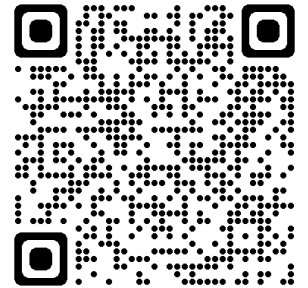


G Biz I D 関係 W e b ページ



■ G Biz I D の 概要 について掲載しているデジタル庁の W e b ページです。

(<https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>)



■ G Biz I D の 作成 に関するデジタル庁の W e b ページです。

(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)



トピックス③ 認可申請について

◎令和2年10月1日施行の改正建設業法において、建設業許可に係る事業承継の規定が整備されました。

<制度の概要>

1. 事業譲渡等（譲渡・譲受け、合併、分割）

- ・ 許可を受けた地位を承継するためには、事前に認可通知を受ける必要があります。

※事前の書類本受付ではなく、通知まで受ける必要があることに注意！！

- ・ 許可に係る建設業の全部の承継を行う場合に対象となります。

（一部のみ承継は不可）

- ・ 承継元と承継先がともに許可業者である場合、同一の建設業種に関し、一方が特定建設業、一方が一般建設業であるときは、承継の対象外となります。

（同一業種でも一般・特定区分が同じなら承継可。あるいは事前に一方を廃業することで承継可。）

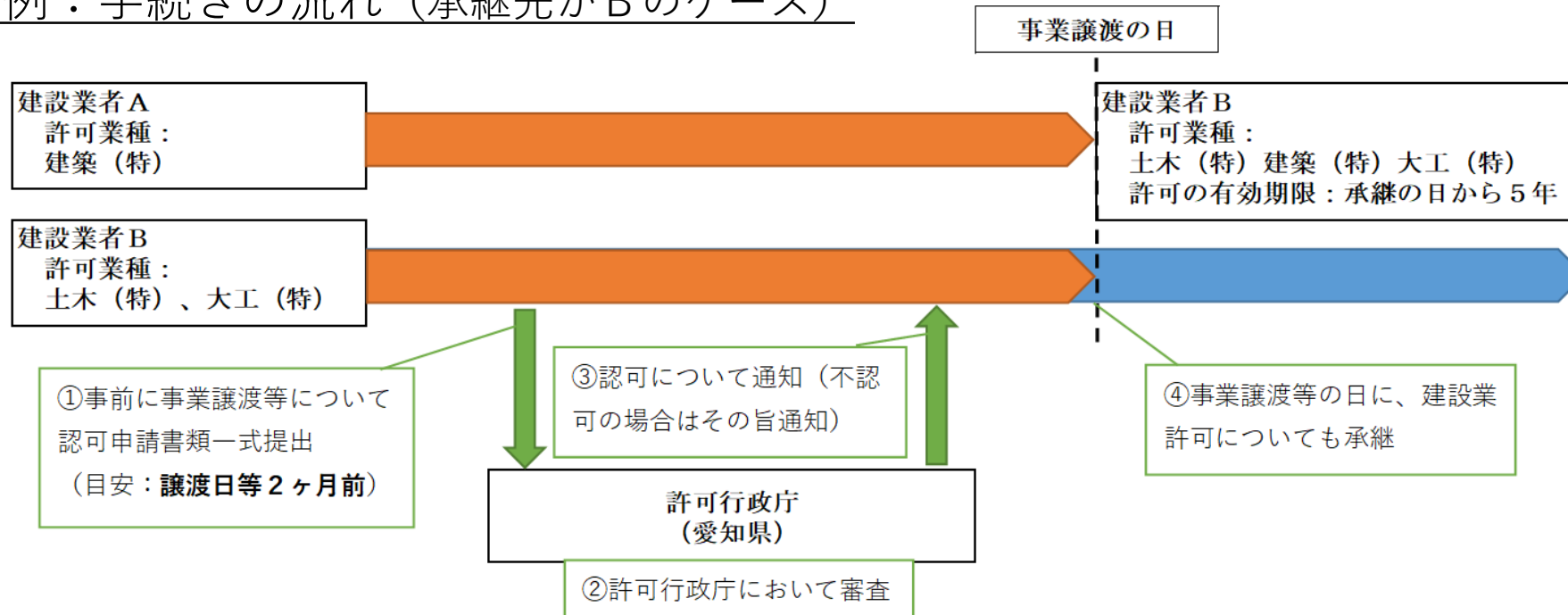
事業譲渡等の認可申請のスケジュール

■認可申請モデルスケジュール

譲渡日等 3 ヶ月前：事前相談 ⇒ ①譲渡日等 2 ヶ月前：申請書類仮受付

⇒ ②譲渡日等 1 ヶ月前：申請書類本受付 ⇒ ③譲渡日等より前：認可について通知

■例：手続きの流れ（承継先がBのケース）



相続の認可申請

< 制度の概要 >

2. 相続

- ・ 許可を受けた地位を承継するためには、被相続人である個人事業主の死亡後30日以内に相続を申請し認可を受ける必要があります。
- ・ 許可に係る建設業の全部の相続を行う場合に対象となります。
(一部のみの承継は不可)
- ・ 相続人も許可業者である場合、同一の建設業に関し、一方が特定建設業、一方が一般建設業であるときは、承継の対象外となります。(同一業種でも一般・特定区分が同じなら承継可。あるいは事前に一方を廃業することで承継可。)

※相続は事業譲渡等と異なるスケジュールとなります。手続きが必要となった際は、できるだけ早く、管轄の建設業窓口までご相談ください。

申請窓口でのキャッシュレス決済について

- ・ 令和 7 年 1 月より開始。
- ・ 引き続き愛知県証紙による収納も可。

※利用できる決済ブランドは、今後変更となる場合がありますので、最新の情報をHP等でご確認いただくようお願いいたします。

クレジットカード



電子マネー



コード決済（スマホ決済）



令和 6 年建設業法施行令等改正について

令和 6 年 1 2 月に建設業法施行令等が改正されました。

＜建設業許可に関する主な変更点＞

1. 名称の変更 専任技術者 → 営業所技術者等

2. 特定建設業の許可を必要とする下請代金額の下限額の引き上げ

	建築一式工事以外	建築一式工事
改正前	4, 5 0 0 万円	5, 0 0 0 万円
改正後	7, 0 0 0 万円	8, 0 0 0 万円

令和 6 年建設業法施行令等改正について

令和 6 年 1 2 月に建設業法施行令等の改正されました。

<建設業許可に関する主な変更点>

3. 令和 6 年 1 2 月 1 日健康保険被保険者証の新規発行終了。新規発行終了後も経過措置として有効な健康保険被保険者証は常勤性の確認書類として使用可能。



令和 7 年 1 2 月 2 日以降、経過措置として有効であった健康保険被保険者証が使用不可。常勤性の確認書類としても使用不可。

常勤性の確認書類【令和 7 年 1 2 月 1 日以前】

- ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等
- ・新規発行終了後も有効な健康保険被保険者証の写し



常勤性の確認書類【令和 7 年 1 2 月 2 日以降】

- ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等
- ・~~新規発行終了後も有効な健康保険被保険者証の写し~~

※詳細は追ってWEBページで周知させていただきます。